

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第7号

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	20人以内
茅ヶ崎市障害者表彰審査委員会	障害者の表彰に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	10人以内

を

に改める。

茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会	茅ヶ崎市障害者保健福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく事業の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	20人以内
--------------------	--	-------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 2 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1 障害者表彰審査委員会委員の項を削る。